

第3章 契約

第1節 3G サービスに係る契約

(契約の種類)

第6条 3G サービス契約には次の種別があります。

- (1) 一般3G サービス契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の3G サービス契約を締結します。この場合、3G サービス契約者は、1の3G サービス契約につき1人に限ります。

(3G サービス契約申込みの方法)

第8条 3G サービス契約の申込みをするときは、次のいずれかの方法で申込みを行っていただきます。

- (1) 当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ提出する方法。
 - (2) インターネット(主として通話以外の通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所へ送信する方法。
- 2 第1項の場合において、3G サービス契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
- 3 第1項の場合において、携帯電話番号ポータビリティ(契約者識別番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)又は番号移行(契約者識別番号を変更することなく、当社がこの約款以外の契約約款等により提供する携帯電話サービスに係る契約の解除と同時に3G サービス契約を締結すること又は3G サービス契約の解除と同時に当社がこの約款以外の契約約款等により提供する携帯電話サービスに係る契約を締結することをいいます。以下同じとします。)の利用を希望するときは、3G サービス契約の申込みに先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

(3G サービス契約申込みの承諾)

第9条 当社は、3G サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 3G サービス契約の申込みをした者が3G 通信サービス等の料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 3G サービス契約の申込みをした者が3G 通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第73条(利用に係る契約者の義務)の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (4) 第8条(3G サービス契約申込みの方法)で規定する当社所定の申込書の提出若しくは当社が契約申込書の記

載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。

- (5) 3G サービス契約の申込みをした者について、本人確認（当社が別に定める方法により、契約者情報（氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。）の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）ができないとき。
- (6) 3G サービス契約の申込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）に違反したことがあるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者識別番号)

第 10 条 3G サービスの契約者識別番号は、当社が定めます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき又は第 8 条（3G サービス契約申込の方法）第 3 項の規定による携帯電話番号ポータビリティ又は番号移行の利用の申し出に関して虚偽又は事実と反することが判明したときは、3G サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、3G サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを 3G サービス契約者に通知します。
- 4 当社は、前 3 項の規定によるほか、第 64 条（修理又は復旧）第 3 項の規定による場合は、3G サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

(請求による契約者識別番号の変更)

第 11 条 3G サービス契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が現に迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

- 2 3G サービス契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社は、次の条件を満たす場合に限り、その請求を承諾します。
 - (1) その請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている 3G サービス契約者からのものであると当社が認めたとき。
 - (2) その 3G サービスに係る 3G サービス利用権（3G サービス契約者が 3G サービス契約に基づいて 3G サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）に差押（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分にあつては参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分がなされていないとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 4 当社は、前項の規定にかかわらず、その 3G サービスに係る契約者識別番号の変更の取扱いについて捜査機関から要請があったときは、当該要請の内容に従って 3G サービスの契約者識別番号の変更を承諾しない場合があります。
- 5 当社は、3G サービス契約者が契約者識別番号の請求に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したときは、その承諾を取り消すものとします。

(契約者回線の利用の一時中断)

第 12 条 当社は、3G サービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（契約者回線及び契約者識別番号を他に転用することなく、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 12 条の 2 （削除）

(3G サービス利用権の譲渡)

第 13 条 3G サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 3G サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 前項の規定により 3G サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする者は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

4 当社は、第 2 項の規定により 3G サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(1) 3G サービス利用権を譲渡しようとする 3G サービス契約者又はその 3G サービス利用権を譲り受けようとする者が 3G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 3G サービス利用権を譲渡しようとする 3G サービス契約者又はその 3G サービス利用権を譲り受けようとする者が第 73 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反しているとき又は違反するおそれがあるとき。

(3) 第 3 項で規定する当社所定の書面若しくは当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかった場合、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。

(4) 3G サービス利用権を譲り受けようとする者について、本人確認ができないとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

5 3G サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、3G サービス契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（譲渡があった日以前の 3G 通信サービス等の料金その他の債務を除きます。）を承継します。

ただし、料金表に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

6 前項の規定によるほか、3G サービス利用権の譲渡前の 3G サービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることがあります。

(3G サービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係)

第 14 条 3G サービス利用権の譲渡の承認は、受け付けた順序に従って行います。

2 3G サービス利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、3G サービス利用権に対する差押等との関係においては、その 3G サービス利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取ったときに行ったものとみなします。

(3G サービス契約者の地位の承継)

第 15 条 相続又は法人の合併若しくは会社分割により 3G サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただくこととし、これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

(3G サービス契約者の氏名等の変更の届出)

第16条 3G サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は別記21に規定する請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。
- 3 3G サービス契約者が、第1項に規定する届出を怠ったときは、当社が3G サービス契約に関し3G サービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス又は別記21に規定する請求書の送付先宛に発信した書面等は、当該書面等が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに3G サービス契約者に到達したものとみなします。

(3G サービス契約者が行う3G サービス契約の解除)

第17条 3G サービス契約者は、3G サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。

- 2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティ又は番号移行の利用を希望するときは、契約の解除に先立って、当社、携帯電話事業者又は仮想携帯電話事業者にその旨を申し出ていただきます。

(当社が行う3G サービス契約の解除)

第18条 当社は、第42条(3G 通信サービスの利用停止)第1項の規定により3G 通信サービスの利用を停止された3G サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その3G サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、3G サービス契約者が第42条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、3G 通信サービスの利用停止をしないでその3G サービス契約を解除することがあります。

この場合において、メッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又は料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する付加機能(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限り)の利用において、過去に第73条(利用に係る契約者の義務)第1項第6号から第9号の規定に違反し、3G サービスの利用を停止されたことがある3G サービス契約者が、繰り返し同条各号の規定に違反した場合も同様の取扱いを行うことがあります。

- 3 当社は、3G サービス契約者が携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは、その3G サービス契約を解除するものとします。
- 4 当社は、3G サービス契約について、携帯電話不正利用防止法第11条各号の規定のいずれかに該当すると認められたときは、その3G サービス契約を解除するものとします。
- 5 当社は、前4項の規定により、その3G サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ3G サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 6 当社は、第1項から第4項の規定によるほか、3G サービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その3G サービス契約に係る3G サービスが利用されないものと認めた

ときは、当社が指定する日をもってその 3G サービス契約を解除します。

(3G サービス契約者の契約者確認)

第 19 条 当社は、第 73 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 10 号から第 12 号に違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合又は携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、3G サービス契約者に対して、契約者確認（契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出ていただくことをいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により 3G サービス契約者の契約者確認を行うときは、その契約者回線にメッセージ通信モードにより文字メッセージを配信する方法又はその 3G サービス契約者の住所にあてて書面を送付する方法により行います。

第 2 節 3G プリペイドサービス(s)に係る契約

(3G プリペイドサービス(s)契約のタイプの選択)

第 20 条 3G プリペイドサービス(s)契約の申込みをする者は、第 4 条(3G 通信サービスの種類)に規定するタイプを指定していただきます。

2 3G プリペイドサービス(s)契約者は、タイプを変更できます。変更するときは、そのことをサービス取扱所に届け出ていただきます。

(3G プリペイドサービス(s)契約申込みの承諾)

第 21 条 当社は、3G プリペイドサービス(s)契約の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 3G プリペイドサービス(s)契約の申込みをした者が 3G 通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第 73 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(3) 第 26 条（その他の提供条件）において準用する当社所定の申込書の提出若しくは当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかった場合、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。

(4) 3G プリペイドサービス(s)契約の申込みをした者について、本人確認ができないとき。

(5) 3G プリペイドサービス(s)契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法に違反したことがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 第 1 項の承諾をしたときは、当社は、3G プリペイドサービス(s)契約(タイプ B、タイプ C 及びタイプ D に限ります。)の申込みをした者から 4G 通信サービス契約約款に定める特定契約サービス(3G)に係る契約(以下「同時申込契約」といいます。)の申込みがあったものとみなして、これを承諾するものとします。

(3G プリペイドサービス(s)契約に係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

第 22 条 当社は、料金表通則に規定する取扱所交換設備への料金の前払いに関する登録（以下「料金の前払い登録」といいます。）があったときは、料金表第 1 表第 10（3G プリペイドサービス(s)契約に係る前払い料金）の

規定により、3G プリペイドサービス(s)の契約者回線の利用（緊急通報用電話の契約者回線等への通信を除きます。）が可能な期間（以下「利用可能期間」といいます。）を定めます。この場合において、利用可能期間は、料金の前払い登録があった日の翌日から起算します。

- 2 利用可能期間内に追加の料金の前払い登録があったときは、その登録の翌日からの利用可能期間の残日数と、料金表第1表第10に規定する期間を合算したものをその利用可能期間とします。

ただし、この場合の利用可能期間は、料金表第1表第10に定める日数を限度とします。

（契約者回線の利用の一時中断）

第23条 当社は、3G プリペイドサービス(s)契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断を行います。この場合において、3G プリペイドサービス(s)契約者は、料金表通則に規定する料金の前払い登録（当社が別に定める方法を除きます。）を行うことはできません。

- 2 当社は、契約者回線の利用の一時中断を行った場合、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間及び前払い残高の取扱いは、料金表通則に定めるところによります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者回線の利用の一時中断の請求があったものとみなして取り扱います。

第24条 （削除）

（当社が行う3G プリペイドサービス(s)契約の解除）

第25条 当社は、3G プリペイドサービス(s)契約者が第21条（3G プリペイドサービス(s)契約申込みの承諾）の規定に基づいた申込みの承諾を得た日の翌日又は第22条（3G プリペイドサービス(s)契約に係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間）の規定に基づいた利用可能期間が終了した日の翌日から起算して360日以内に、料金の前払い登録を行わないときは、その3G プリペイドサービス(s)契約を解除します。

- 2 当社は、第42条の2（3G プリペイドサービス(s)の利用停止）第3項の規定により3G プリペイドサービス(s)の利用を停止された3G プリペイドサービス(s)契約者が、なおその事実を解消しないときは、その3G プリペイドサービス(s)契約を解除することがあります。
- 3 当社は、3G プリペイドサービス(s)契約者が第42条の2第3項の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、3G プリペイドサービス(s)の利用停止をしないでその3G プリペイドサービス(s)契約を解除することがあります。
- 4 当社は、3G プリペイドサービス(s)契約者が携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは、その3G プリペイドサービス(s)契約を解除するものとします。
- 5 当社は、3G プリペイドサービス(s)契約について、携帯電話不正利用防止法第11条各号の規定のいずれかに該当すると認めたときは、その3G プリペイドサービス(s)契約を解除するものとします。
- 6 当社は、第2項から第5項の規定により、その3G プリペイドサービス(s)契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ3G プリペイドサービス(s)契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 7 第1項から第5項の場合において、当社は、3G 通信サービス契約の解除と同時に同時申込契約も解除するものとします。

（その他の提供条件）

第26条 3G プリペイドサービス(s)は、当社が別に定める端末設備を利用する場合に限り提供します。

- 2 3G プリペイドサービス(s)契約における契約の単位、契約申込みの方法、契約者識別番号、利用権の譲渡、譲

渡承認請求と差押等との関係、地位の承継、氏名等の変更の届出、契約者が行う契約解除及び契約者確認の取扱いについては、3G サービス契約の場合に準ずるものとします。

この場合において、「3G サービス」を「3G プリペイドサービス(s)」と、「3G サービス契約」を「3G プリペイドサービス(s)契約者」と、「3G サービス契約者」を「3G プリペイドサービス(s)契約者」と、「3G サービス利用権」を「3G プリペイドサービス(s)利用権」と読み替えるものとします。

- 3 3G プリペイドサービス(s)契約における利用権の譲渡、地位の承継、氏名等の変更の届出及び契約者が行う契約解除の取扱いについては、同時に同時申込契約についてもその効力が生じるものとします。

第3節 3G サービス(f)に係る契約

(3G サービス(f)契約申込みの承諾)

第26条の2 当社は、3G サービス(f)契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 3G サービス(f)契約の申込みをした者が3G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 3G サービス(f)契約の申込みをした者が3G 通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第73条(利用に係る契約者の義務)の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (4) 第26条の3(その他の提供条件)において準用する当社所定の申込書の提出若しくは当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。
- (5) 3G サービス(f)契約の申込みをした者について、本人確認ができないとき。
- (6) 3G サービス(f)契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法に違反したことがあるとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(その他の提供条件)

第26条の3 契約の単位、契約申込みの方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、契約者回線の一時中断、契約の最低利用期間、利用権の譲渡、利用権の譲渡承認請求と差押等との関係、契約者の地位の承継、契約者の氏名等の変更の届出、契約者が行う契約の解除、当社が行う契約の解除及び契約者確認の取扱いについては、3G サービス契約の場合に準ずるものとします。

この場合において、「3G サービス」を「3G サービス(f)」と、「3G サービス契約」を「3G サービス(f)契約」と、「3G サービス契約者」を「3G サービス(f)契約者」と、「3G サービス利用権」を「3G サービス(f)利用権」と読み替えるものとします。

第4節 3G サービス(s)に係る契約

(3G サービス(s)契約申込みの承諾)

第26条の4 当社は、3G サービス(s)契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 3G サービス(s)契約の申込みをした者が3G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 3G サービス(s)契約の申込みをした者が3G 通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第73条(利用に係る契約者の義務)の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (4) 第26条の5(その他の提供条件)において準用する当社所定の申込書の提出若しくは当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。
 - (5) 3G サービス(s)契約の申込みをした者について、本人確認ができないとき。
 - (6) 3G サービス(s)契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法に違反したことがあるとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(その他の提供条件)

第26条の5 契約の単位、契約申込みの方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、契約者回線の一時中断、契約の最低利用期間、利用権の譲渡、利用権の譲渡承認請求と差押等との関係、契約者の地位の承継、契約者の氏名等の変更の届出、契約者が行う契約の解除、当社が行う契約の解除及び契約者確認の取扱いについては、3G サービス契約の場合に準ずるものとします。

この場合において、「3G サービス」を「3G サービス(s)」と、「3G サービス契約」を「3G サービス(s)契約」と、「3G サービス契約者」を「3G サービス(s)契約者」と、「3G サービス利用権」を「3G サービス(s)利用権」と読み替えるものとします。

第5節 3G サービス(i)に係る契約

(3G サービス(i)契約申込みの承諾)

第26条の6 当社は、3G サービス(i)契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 3G サービス(i)契約の申込みをした者が3G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 3G サービス(i)契約の申込みをした者が3G 通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第73条(利用に係る契約者の義務)の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (4) 第26条の7(その他の提供条件)において準用する当社所定の申込書の提出若しくは当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若し

くは事実と反する記載があることが判明したとき。

(5) 3G サービス(i)契約の申込みをした者について、本人確認ができないとき。

(6) 3G サービス(i)契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法に違反したことがあるとき。

(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(その他の提供条件)

第 26 条の 7 契約の単位、契約申込みの方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、契約者回線の一時中断、契約の最低利用期間、利用権の譲渡、利用権の譲渡承認請求と差押等との関係、契約者の地位の承継、契約者の氏名等の変更の届出、契約者が行う契約の解除、当社が行う契約の解除及び契約者確認の取扱いについては、3G サービス契約の場合に準ずるものとします。

この場合において、「3G サービス」を「3G サービス(i)」と、「3G サービス契約」を「3G サービス(i)契約」と、「3G サービス契約者」を「3G サービス(i)契約者」と、「3G サービス利用権」を「3G サービス(i)利用権」と読み替えるものとします。

第 6 節 (削除)

第 26 条の 8 (削除)

第 26 条の 9 (削除)

第 7 節 モジュールサービス(i)に係る契約

(モジュールサービス(i)契約申込みの方法)

第 26 条の 10 モジュールサービス(i)契約の申込みをするときは、次の方法で申込みを行っていただきます。

(1) 当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ提出する方法。

(2) インターネットを経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所へ送信する方法。

2 第 1 項の場合において、モジュールサービス(i)契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

(その他の提供条件)

第 26 条の 11 契約の単位、契約申込みの承諾、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、契約者回線の一時中断、契約の最低利用期間、利用権の譲渡、利用権の譲渡承認請求と差押等との関係、契約者の地位の承継、契約者の氏名等の変更の届出、契約者が行う契約の解除、当社が行う契約の解除及び契約者確認の取扱いについては、3G サービス契約の場合に準ずるものとします。

この場合において、「3G サービス」を「モジュールサービス(i)」と、「3G サービス契約」を「モジュールサービス(i)契約」と、「3G サービス契約者」を「モジュールサービス(i)契約者」と、「3G サービス利用権」を「モジュールサービス(i)利用権」と読み替えるものとします。

第 8 節 (削除)

第 26 条の 12 (削除)

第 26 条の 13 (削除)

第 26 条の 14 (削除)

第 26 条の 15 (削除)

第9節 特定契約サービス(4G)に係る契約

(特定契約サービス(4G)に係る契約)

第 26 条の 16 4G 通信サービス契約約款に規定する 4G 通信サービス契約を締結したときは、当社と特定契約サービス(4G)契約を締結したことになります。この場合の提供条件等は、この約款によるほか、4G 通信サービス契約約款に定めるところによります。

(その他の提供条件)

第 26 条の 17 契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更及び契約者の契約者確認の取扱いについては、3G サービス契約の場合に準ずるものとします。

この場合において、「3G サービス」を「特定契約サービス(4G)」と、「3Gサービス契約」を「特定契約サービス(4G)契約」と、「3Gサービス契約者」を「特定契約サービス(4G)契約者」と、「3Gサービス利用権」を「特定契約サービス(4G)利用権」と読み替えるものとします。